

**「共同事業を営むための適格合併等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額  
又は控除未済欠損金額の特例に関する明細書」  
(第 6 号様式別表 13) 記載の手引**

(平成 22 年 8 月改正)

**1 この明細書の用途等**

- (1) この明細書は、法第 72 条の 23 第 1 項若しくは第 3 項又は政令第 21 条第 2 項の規定によりその例によることとされる法人税法施行令第 113 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含みます。）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 51 号）による改正前の法人税法施行令第 113 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第 6 号様式別表 12 に併せて提出してください。
- (2) 対象法人が法人税法第 57 条第 3 項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第 6 号様式別表 9 の写しを添付し、対象法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）第 2 条の規定による改正前の法人税法第 57 条第 3 項に規定する被合併法人等であり、かつ、平成 22 年旧法人税法施行令第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する特定資本関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第 6 号様式別表 9 の写しを添付してください。

※この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表 7 (1) 付表 2) に記載したところに準じて記載します。

**2 各欄の記載のしかた**

欄	記 載 の し か た
1 「欠損金等の区分」の欄	欠損金等又は災害損失金の発生した事業年度において第 6 号様式別表 9 に記載した欠損金等である場合は「別表 9 の欠損金等」に、第 6 号様式別表 10 に記載した災害損失金である場合は「別表 10 の損失金」に○印を付してください。